第6部

国際的・地域的な取組

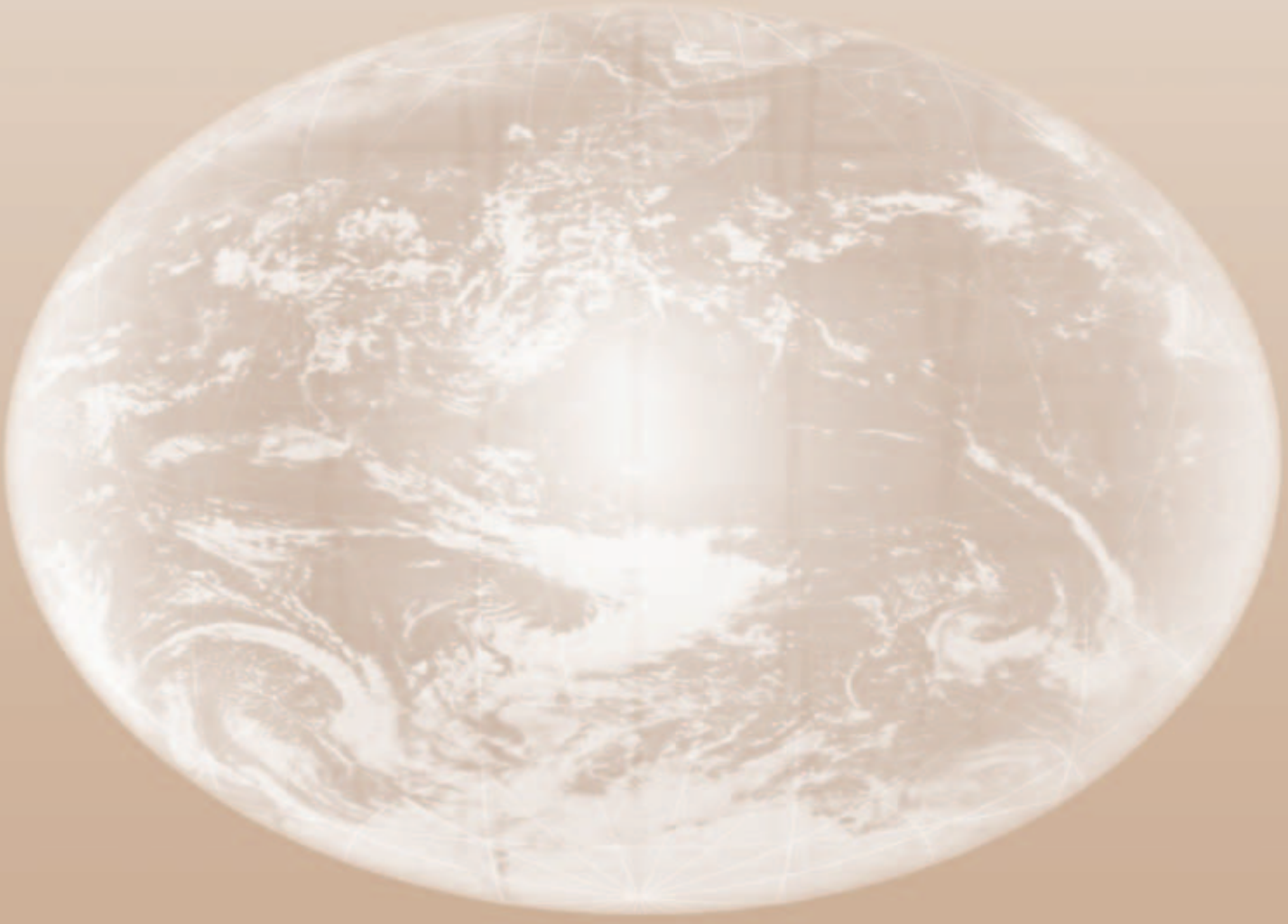

第６部　国際的・地域的な取組

第１章

国際連合における取組

第１節　国際連合における議論

国際連合（国連）は、1945年の創設以来、国連憲章第11条（国連総会が、軍縮について審議し、加盟国若しくは安全保障理事会（安保理）に勧告を行うことを規定）等に基づき、軍縮問題についても積極的に取り組んできた。

冷戦時代は、非同盟運動（NAM：Non-Aligned Movement）諸国のイニシアティブによって、1978年、1982年、1988年と計3回の国連軍縮特別総会が開催されるなどの動きはあったものの、全体としては国連を通じた具体的な軍縮・不拡散上の成果は限定的であり、むしろ二国間又は地域的な枠組みを通じて主要な軍縮の合意が形成されてきた。

他方、国連は基本的に総会における議論及び決議の採択という形で軍縮に関与してきている。これらの議論や決議は、その時々の国際情勢、安全保障環境の中で国際社会の軍縮・不拡散問題についての関心や考えを反映したものであり、中長期的にみれば、これらの問題についての国際世論の形成に大きな役割を果たしてきた。

冷戦終焉後は、国連軍備登録制度の設置（1991年）、包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択（1996年）、国連小型武器行動計画の採択（2001年）、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の採択（2005年）等、国連総会の場を通じて軍縮・不拡散の具体的な成果を上げている。また、安保理は、2001年の米国同時多発テロ以降の、テロ組織等の非国家主体に対する大量破壊兵器等の拡散への懸念の高まりを受けて、2004年4月には不拡散に関する決議第1540号を採択した。また、2006年以降、北朝鮮やイランといった個別の地域問題等について、制裁を含む決議を採択しており、国際的な不拡散体制の強化について安保理が果たす役割は、近年急速に増大している。

なお、国連事務局にあった軍縮局は、国連によるこれらの活動を支え、軍縮担当の事務次長ポストを1987年から1992年まで明石康氏が、2003年5月から2006年1月まで阿部信泰駐スイス大使が、2006年4月から2007年2月まで田中信明駐トルコ大使が務めたが、2007年2月に採択された国連総会決議により、同局は同年4月廃止され、軍縮は事務総長の直轄事項となり、事務次長レベルの上級代表が統括することとなった。2007年7月から現在までブラジルの元外交官のデュアルテ氏が上級代表を務めており、その下に、ジュネーブ軍縮会議（CD）事務局及び会議支援部門、大量破壊兵器部門、通常兵器部門、地域軍縮部門、査察・データベース・情報部門の5部門が置かれている。

国連事務総長も核軍縮・不拡散の問題について積極的役割を果たしている。潘基文国連事務総長は、2008年10月に開催された会合の基調講演において5項目提案を行ったほか、2010年5月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議における

一般討論演説において５つの基準を提示した。さらには、2010年８月、広島で開催された戦後65回目となる平和記念式典に国連事務総長として初めて出席し、国際社会に向けて核廃絶と核不拡散を呼びかける等、イニシアティブを発揮している。

【潘基文国連事務総長の５項目提案（2008年10月　東西研究所主催核軍縮会合における基調講演）】

①すべてのNPT締約国、特に核兵器国は、NPT上の義務である核軍縮に向けた効果的な措置につき交渉を行う。これらの国は、強力な検証制度に裏付けられた核兵器禁止条約の交渉を行うことも検討できよう。

②安保理常任理事国は、核軍縮プロセスにおける安全保障問題に関する議論を行うべき。常任理事国は、非核兵器国に対し、核兵器の使用又はその威嚇の対象とならないとの明確な保証を与えることができよう。安保理は、核軍縮に関する首脳会合を開催することができよう。

③CTBTの早期発効、及びジュネーブ軍縮会議（CD）における兵器用核分裂性物質条約(FMT)の交渉の無条件・即時の開始を実現するための新たな取組が必要。

④核兵器国は、自国の説明責任及び透明性のための取組に関する情報を国連事務局に対して提出し、広く配布するよう奨励する。核兵器国は、核兵器保有量、核分裂性物質のストック等に関する情報提供量を拡大できよう。

⑤国連総会は「軍縮・不拡散及びテロリストによる大量破壊兵器の使用に関する世界サミット」についてのブリックス委員会の勧告を受け入れることができよう。

【2010年NPT運用検討会議における潘基文国連事務総長演説（2010年５月）】

核軍縮・不拡散への機運創設のための５つの基準

①核軍縮に向けた真摯な進展

核兵器国は核廃絶に向けた「明確な約束」を再確認すべき。2000年NPT運用検討会議で合意された13の措置を更新・拡大するよう奨励する。

②NPTの普遍化に向けた動き

NPT非締約国は早期にNPTに加入すべき。加入までの間、これらの国の核兵器･技術の安全及びセキュリティを確保する必要あり。核実験モラトリアム及び核分裂性物質の厳格な輸出管理等も必要。

③法の支配の強化

CTBTの早期発効に向けて、批准のための時間枠組みを設定することを真剣に検討すべき。CTBTを間もなく批准するとのインドネシアの発表を歓迎する。他国はこれに倣うべき。

本年又は来年、核テロ防止条約の運用状況を検討するための会議の開催を呼びかける。

CDはFMCT交渉を即時に開始すべき。CDが作業計画に合意できない場合には、高い政治レベルのより強固な後押しが必要。

各国はIAEA追加議定書を批准すべき。

④中東及びその他の地域における非核兵器地帯実現に向けた進展

中東非大量破壊兵器地帯の設置に向けた努力を強く支持。本件に係る粘り強い議論に関与すべき。

イランの核開発計画について、イランは、国連安保理決議を完全に遵守し、IAEAに十分に協力すべき。

北朝鮮に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化を実現するために、無条件かつ可能な限り早期に六者会合に復帰するよう奨励する。

⑤NPT運用検討プロセスの強化

不履行に対する効果的な措置の欠如は制度上の欠陥である。安保理は、前年の核軍縮・不拡散に関する安保理首脳会合のフォローアップのための定期的な閣僚レベル会合の開催などを通じて、この欠陥を補完するために特別かつ重要な役割を担う。

【潘基文国連事務総長講演「今がその時（Now is the Time)」要旨（2010年８月６日　広島）】

○自分は平和の巡礼として広島を訪問した。全世界の指導者が我々に加わるべき。

○軍縮は、国連の最も重要かつ崇高な目標かつ優先課題の一つであり、自分の一生を捧げ続けてきた目標である。

○各地で機運が高まり、広島の名が響き渡っている。これは、爆心地（グラウンド・ゼロ）から核兵器のない世界（グローバル・ゼロ）を目指す行動を求める世界的な呼びかけである。

○核兵器国からも新たにコミットメントが示されている。すなわち、米国とロシアの新START、米国での核セキュリティ・サミットでの重要な進展、NPT運用検討会議の前進、とりわけ市民社会からの良心の唱和である。秋葉広島市長、田上長崎市長を始め、４千を超える市長がこの動きに参加している。

（北朝鮮・イラン）

○北朝鮮に対し、朝鮮半島の検証可能な非核化に向け、具体的措置を講じるよう求める。

○イランに対し、関連安保理決議をすべて履行し、IAEAに全面的に協力し核計画に関する疑念を払拭するよう求める。

（安保理首脳会合・５項目提案）

○今こそ政治的機運を築く時である。

・定期的に安保理首脳会合を開催しフォローアップを図るべき。

・日本政府に対し、核軍縮・不拡散に関する５項目提案を前進させるための地域会合の開催を検討するよう勧める。

（核軍縮措置に関する時間枠の設定）
○今こそ、
・CTBTの早期発効を図るべき時。目標を2012年に設定。
・兵器用核分裂性物質の生産を禁止すべき時。
・核兵器の不使用への道を開くために先制不使用政策に関する合意に向けて歩みを進める時。

○平和市長会議が定めた、2020年までに核兵器のない世界を実現するという目標は完璧なビジョン。
○我々の子ども達に軍縮を通じた平和という正しい道を教える。その教育には被爆者証言の翻訳も含まれる。

第２節　総会（第一委員会）

国連において軍縮・不拡散分野の問題は、主にすべての加盟国が参加できる総会の中で軍縮・国際安全保障関係のテーマを議論する「第一委員会」において行われている。そのほか、総会の枠外で特定の問題をその都度重点的に取り上げて議論する「国連軍縮委員会（UNDC）」も存在する。

１．第一委員会

従来、国連総会の第一委員会においては、軍縮問題が、政治、安全保障、技術の問題等と一緒に議論されていたが、1978年の第1回国連軍縮特別総会は、「総会の第一委員会は、軍縮問題及び関連する国際安全保障問題のみを取り扱う」旨の決定を行い、以降第一委員会では主として軍縮・国際安全保障問題が議論されてきている。この委員会は、毎年秋の国連総会一般討論後、約5週間の会期で開催される。

第一委員会では毎年数多くの軍縮関連の決議が採択され、国際的な気運を高め、方向性を示す役割を果たしている。また、その動向は軍縮・不拡散の流れを見極める上で極めて重要である。日本も毎年、この分野における重要事項の決議案を提出している。

具体的には、日本は、1994年から1999年まで「究極的核廃絶決議案」を提出し、2000年以降は、同年5月のNPT運用検討会議の成果を踏まえて、全面的核廃絶に至るまでの具体的道筋を示した決議案「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出した。2005年以降は、同年5月のNPT運用検討会議の決裂、9月の国連首脳会合で採択された成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて、新たに「核兵器の全面的廃絶への新たな決意」決議案を提出し、いずれの決議もこれまで圧倒的支持を得てきた。2010年には、5月のNPT運用検討会議において10年ぶりに全会一致で最終文書が採択されたことを受け、タイトルを「核兵器の全面的廃絶に向けた共同行動」とし、従来に比べ包括的で、「核兵器のない世界」に向けた国際社会の具体的行動を求める内容となっており、圧倒的多数（第一委員会：賛成154、反対1、棄権13、総会本会議：賛成173、反対1、棄権11）により採択された。

また、日本は、小型武器問題が国際社会で本格的に提起された1995年からほぼ毎年、小型武器に関する決議案を提出している。2010年の決議案は、第4回国連小型武器隔年会合報告書で強調された対策の実施を各国に呼びかけるとともに、2011年の政府専門家会合及び2012年の履行検討会議に向けた取組の提示等を内容とするもので、日本は、南アフリカ及びコロンビアと共同提案し、第一委員会において圧倒的多数で、また、国連総会本会議においてはコンセンサスで採択された。

２．国連軍縮委員会（UNDC）

国連は、軍縮問題について研究・勧告を行う目的で、当初「原子力委員会」と「通常軍備委員会」の2つの委員会を設置した。その後、1952年の第6回国連総会において、両者の業務を統合し、軍縮交渉を行う新たな機関として「国連軍縮委員会（UNDC：United Nations Disarmament Commission）」が設置された。この委員会は、軍縮問題で見るべき成果を上げることができず、長い間休眠状態にあった。1978年の第1回国連軍縮特別総会において、この委員会を改編し、すべての国連加盟国が参加する国連総会の補助機関として、現在のUNDCを設立することが決定された。

UNDCは、その翌年の1979年より毎年、4月の時期に約3～4週間の会期でニューヨークにて

議論を行っており、慣行として、同一の議題を2～3年間継続して扱う。1997年から1999年まで3年間継続して論じられた議題は、「非核兵器地帯」、「第4回軍縮特別総会」及び「実際的軍縮」の3つであった。

2000年から2003年までは、新しく「核軍縮プロセスを進めるための方法と措置」及び「通常兵器の分野における実効的な信頼醸成措置」の2つの議題が取り上げられたが、参加国間での同意が達成されず、作業文書は採択されなかった（2002年は例外的に非開催）。また、2004年からは新たな議題で議論が行われる予定であったが、2004年、2005年とも議題について同意が得られないまま会期が終了した。

2006年からは、「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」、「通常兵器分野における現実的な信頼醸成措置」及び「UNDCの作業の効率性向上のための措置」が議題として取り上げられ、2008年会期における最終文書を目指して活発な議論が進められたが、作業文書は採択されなかった。

2009年からの新たな会期では、核軍縮の機運の高まりを受け「第4次軍縮の10年宣言」及び「核軍縮及び核兵器不拡散の目的を達成するための勧告」について議論が行われている。

第3節　安全保障理事会

軍縮・不拡散の問題は、国際の平和と安全に第一義的な責任を負う機関である安全保障理事会（安保理）においても取り上げられてきている。

NPTが成立した1968年には、いわゆる「積極的安全保証」（核兵器の使用の犠牲になったか、あるいはその威嚇を受けている非核兵器国に対して積極的に援助を与えること。）に関する安保理決議第255号が採択され、また、1995年には、NPT交渉過程から非核兵器国により問題提起され続けてきたいわゆる「消極的安全保証(NSA)」（核兵器国が非核兵器国に対して核兵器を使用しない、又は使用するとの威嚇を行わないこと）に関する安保理決議第984号が採択された。さらに、1992年1月には、軍縮、軍備管理及び不拡散における進展が国際の平和と安全の維持に果たす決定的な役割を再確認し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であるとする安保理議長声明が発出された。

安保理は、2004年4月に、不拡散に関する安保理決議第1540号を全会一致で採択した。これは、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを明記した国連憲章第7章下の初の安保理決議である。決議の主な内容は、①大量破壊兵器等の開発、取得、製造、所持、輸送、移転又は使用を企てる非国家主体に対し、すべての国がいかなる形態の支援も提供することも差し控えることを決定し、②非国家主体が、特にテロの目的で、大量破壊兵器等を製造、取得、所持、開発、輸送、移転又は使用すること及びこれらの活動に関与、共犯として参加、援助又は資金提供することを禁じる適切で効果的な法律をすべての国家が採択・執行することを決定し、③大量破壊兵器等の拡散を防止するため、関連物資等に対する適切な管理も含め、国内管理を確立するための効果的な措置をすべての加盟国が採用・実施することを決定し、物理的防護措置、国境管理、法執行措置、厳格な輸出管理措置を採用・実施することを決定するものである。この決議に基づき、安保理の下に設置期間を2年間とする委員会（通称「1540委員会」）が置かれ、すべての加盟国が、本件決議の実施につき同委員会に報告することが定められた。また、この決議は、自国領域内においてこの決議を実施するに当たり法令整備・法執行体制等が欠けている国からの要請に応え、適切な支援を提供するよう各国に呼びかけている。なお、1540委員会の設置期間は、2006年4月に採択された安保理決議1673号により、2年間延長され、2008年4月に採択された安保理決議1810号により3年間延長された。

日本は、第1540号決議に基づき、決議の実施に関して日本がとっている措置を1540委員会に報告するとともに、この決議を各国が完全に実施

するよう呼びかけ、そのために必要な支援を行う用意がある旨表明してきている。

また、2009年9月には、オバマ米国大統領が議長を務め、核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合が開催された。核軍縮、不拡散をテーマとして安保理首脳会合が開催されたのは、これが初めての機会であり、同会合はオバマ米国大統領のイニシアティブで開催され、同大統領が議長を務めた。日本からは鳩山総理大臣が出席し、日本が核廃絶に向けて先頭に立つことを表明するとともに、核兵器保有国による核軍縮や包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の早期交渉開始などを強く訴えた。会合では、全会一致にて安保理決議第1887号を採択した。同決議は、核軍縮、不拡散、原子力の平和的利用、核セキュリティを包括的にカバーし、それぞれの分野について、国際社会として取り組むべき方向性を示すとともに、その実現にむけた協力を呼びかけた。

安保理は、以上のように、安全保障や軍縮・不拡散一般に関する決議・議長声明を発出してきているが、これらとは別に、個別の地域問題についても、決議や議長声明を発出してきている（第2部第4章参照）。特に、2006年以降、北朝鮮及びイランの核問題等に関して一連の決議が採択されたことは、不拡散分野における安保理の取組として大きな進展である。なお、日本は、いずれの決議も誠実に履行している。

北朝鮮については、現在まで制裁措置を含む複数の安保理決議が採択されている。2006年7月に実施された北朝鮮のミサイル発射を受けて、安保理は、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、北朝鮮及び加盟国に具体的な措置の実施を求める安保理決議第1695号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮に対し、弾道ミサイル計画関連活動の停止、モラトリアム再確認等を要求し、六者会合復帰等を強く要請するとともに、すべての加盟国に対し、厳格な輸出管理、資金移転防止措置等を要求している。

同年10月の北朝鮮による核実験実施の発表を受けて、日本が議長国を務めていた安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。同決議は、北朝鮮が、すべての核兵器及び既存の核計画、その他の既存の大量破壊兵器・弾道ミサイル計画を放棄すること等を決定するとともに、すべての加盟国が、軍関連及び核・ミサイル・大量破壊兵器関連の特定品目等の供給防止、奢侈品の輸出禁止、関係者の入国禁止、資産凍結等の措置を講じることを決定している。

さらに、2009年5月の北朝鮮による核実験を受け、同年6月に安保理は、決議第1874号を全会一致で採択した。同決議には、北朝鮮に対する制裁措置として、武器禁輸の強化、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化、資産凍結やモニタリング等の強化による金融資産の移転の抑止や新規援助及び貿易関連の公的資金支援禁止の要請といった金融面の措置、北朝鮮制裁委員会の強化（同決議により新たに設置された専門家パネルについては、安保理決議第1928号によりマンデートを1年延長）などが盛り込まれている。

また、国際社会の度重なる要求を無視してウラン濃縮関連活動等を行ってきたイランに対して、安保理は、2006年3月、イランの核問題に関するIAEA理事会の要求事項を履行するよう求めた議長声明を採択したのに続き、同年7月には、イランに対し、すべての濃縮関連・再処理活動の停止を要請する内容の安保理決議第1696号を採択した。同決議の採択にもかかわらず、イランは濃縮関連活動を続けたため、安保理は、イランに対する制裁措置を含む以下の一連の安保理決議を採択した。

同年12月に採択された安保理決議第1737号では、イランに対し、すべてのウラン濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止等を義務付けるとともに、すべての加盟国に対し、イランに対する核・ミサイル関連物資・技術及び関連する資金の移転防止、核・ミサイル関連品目のイランからの調達禁止、イランの核活動等に関与する団体・個人の資産凍結、入国・通過の監視・通知を義務付けるとともに、関連する分野での専門教育・訓練の監視・防止等の措置を要請している。

2007年3月に採択された決議第1747号は、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加し、イランからの武器調達禁止を義務づけるととも

に、イランへの大型武器輸出等の監視及び抑制、イランへの新規無償援助・借款等の停止（人道・開発目的を除く）等の措置をとるよう加盟国に要請した。

2008年3月に採択された決議第1803号では、資産凍結措置等の対象となる団体・個人を追加するとともに、特定の個人についての入国・通過防止措置を決定し、イランに所在するすべての銀行との取引の監視、輸出信用等を含めた公的な金融支援の実施の監視、イランの特定企業が所有・運航する航空機及び船舶に対する輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査等の措置を加盟国に要請した。

さらに、イランによる累次の安保理決議違反等を受け、2010年6月、安保理は決議第1929号を採択した。同決議では、イランに対する追加的な措置として、武器禁輸の強化、資産凍結及び入国・通過防止措置等の対象となる団体・個人の追加、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化等を決定するとともに、一定の条件下での金融サービス等の提供の防止やイランの銀行による自国企業との合弁企業設立や取引関係（コルレス関係）確立の禁止等を要請する等の金融面の措置、イラン制裁委員会の強化（専門家パネルの設置）などを含んでいる。

第4節　国連軍縮諮問委員会

国連軍縮諮問委員会は、国連事務総長の諮問機関であり、軍縮問題一般につき事務総長に直接助言を行う。また、ジュネーブの国連軍縮研究所（UNIDIR）の運営を監督する理事会としての機能も併せ持つ。

この委員会は、1978年の第1回国連軍縮特別総会でワルトハイム国連事務総長が行った提案に基づき、事務総長の下に30人の有識者より構成される軍縮諮問委員会が設置されたことに始まる。当時の委員会は、計7回の会合を開催して1981年にその任務を終了したが、1982年、第37回国連総会決議（37/99K）によって同委員会の復活が決定され、現在に至っている（1989年に現在の名称に改定）。

この委員会は、毎年2回（例年2月及び7月）、ニューヨーク（米国）とジュネーブ（スイス）で会合を開催している。また、同委員会は、個人の識見を基礎として、公平な地域代表の原則を考慮して事務総長から個人の資格で任命される約20名で構成される。日本からは、1992年から1998年まで堂之脇光朗元軍縮大使が、1999年から2002年まで田中義具外務省参与（元軍縮日本政府代表部大使）が、2003年からは猪口邦子軍縮日本政府代表部大使が、2008年からは阿部信泰元駐スイス大使が委員を務めている。2010年7月に開催された第54回国連軍縮諮問委員会では、2010年NPT運用検討会議後の会合であったことから、運用検討会議の結果とともに、2002年の軍縮不拡散教育専門家による報告書のフォローアップについて議論が行われた。

第5節　国連軍縮会議

国連軍縮会議は、1988年の第3回国連軍縮特別総会において、竹下登総理大臣が国連主催の軍縮会議を日本で開催する用意があると表明したことを受けて、1989年以来毎年、日本国内において開催されている。本会議は国連（軍縮部及びアジア太平洋平和軍縮センター）が主催し、日本外務省及び開催地自治体が協力して開催される。国連総会やジュネーブ軍縮会議など、各国政府代表で構成される軍縮会議のように条約交渉や決議の採択、アピールを行うのではなく、世界各国の政府高官や軍縮問題の専門家等が、個人の資格で参加し、毎回のテーマに沿った討議を行っている。

本会議の開催は日本の軍縮に対する積極的な姿勢を国内外にアピールする良い機会であるとともに、この種の会議を全国の様々な都市で開催することにより、軍縮問題に対する一般市民の関心を

高め、政府の軍縮に関する取組を知ってもらう機会としても貴重である。これまで、広島、長崎を始めとして、京都、仙台、札幌、秋田、金沢、大阪、札幌、さいたま、新潟で開催されており、2010年は、8月25日～27日の日程でさいたま市で開催された（さいたま市は2008年に続き2回目の開催）。

また、毎年、政府の代表が出席し、会議の冒頭に演説を行っているほか、開催地の高校生等が参加するサイドイベント等の実施は、軍縮・不拡散教育の観点からも効果的であり、軍縮問題に関する将来の人材の育成に資することが期待できる。

コラム：日本提出核軍縮決議
～2010年　過去最多の共同提案90か国～

＜日本の立場＞
日本は、「核兵器のない世界」に向けて、核兵器国の関与も得て、現実的な取組を着実に前進させることを重視。
そこで日本は、国連総会に提出する「核軍縮決議」案の作成にあたり、核兵器国を含めた多くの共同提案国を得ることを目指した。そのため、各国との緊密な意見交換を通じて決議案の内容を検討した上で、各国による理解と協調した行動を得るための働きかけを行った。

2010年10月1日　国連総会第一委員会（開会）

＜2010年日本提出決議案における特に重要かつ新しい要素＞
- 核兵器使用の悲惨な人道的結末への深い懸念を表明、国際人道法の遵守の必要性を再確認
- 2010年NPT運用検討会議で採択された「行動計画」完全実施の必要性を再確認
- 核兵器国による核廃絶の「明確な約束」を再確認

＜各国への働きかけ＞
- 他国の決議案に関する情報収集や、各種会合への出席を通じて、担当する国の代表団に日本の核軍縮決議案への共同提案国入りを打診。
- 各国外交団に対し、昨年提出決議との変更点等を具体的に説明。
- 共同提案国が増えるにつれ、検討中だった国も次第に共同提案国となる決断を行う。

＜日本政府代表部団では･･･＞
団員の人脈を最大限に活用しつつ、対象国を分担して働きかけを実施。一人あたり約50か国の代表団に対し共同提案国入りを打診。

10月14日　11:30　＜決議案提出締切直前の動き＞
原共同提案国リストの提出締切り前に、各国代表団が国連本部内のカフェに集合。決議案提出の締切り5分前まで意見交換、働きかけを行う。
日本提出決議案の共同提案国になるため、携帯電話で本国に了承を求める外交官の姿も。
（→決議案提出の3分前にこの国は共同提案国に。）

10月14日　12:00　決議案提出締切　（この時点での共同提案国は去年のペースを上回る55か国）

＜更なる働きかけ＞
- 各国の首都にある日本国大使館からもそれぞれの任国政府に対し決議案の支持を要請。
- 議場に姿を見せない国の代表部に対しては、電話やFAXで支持（共同提案国入り）を要請。
- 賛同できない旨を伝えてきた国に対しては、日本提出決議案に対する意見や票決の際の扱いについて聴取するとともに、重ねてねばり強い働きかけを行う。

2010年10月26日　国連総会第一委員会（票決）
○共同提案90か国（過去最多）　○圧倒的賛成多数で採択（賛成154、反対1、棄権13）

2010年12月8日　国連総会本会議（票決）
○90か国（過去最多）の共同提案国　○圧倒的賛成多数（過去最多）で採択(賛成173、反対1、棄権11)

第2章
G8における取組

国際社会が直面する最も重要な課題について主要先進国が一致して具体的行動をとるための協議の場であるG8は、近年、軍縮・不拡散の問題を特に重視している。

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件により、大量破壊兵器の拡散、中でも大量破壊兵器とテロとの結びつきは、国際社会における最も深刻かつ差し迫った脅威の一つとして受け止められるようになった。また、北朝鮮やイランにおける核問題に対しても、喫緊の対応が求められている。このような認識を反映して、2002年のカナナスキス・サミット（於：カナダ）以来、G8は、軍縮・不拡散に関する声明を採択してきている（同サミットで採択された「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」関連文書（「声明」、「指針」、「原則」）については第2部第9章第2節参照）。

これらの声明では、核兵器不拡散条約（NPT）、国際原子力機関（IAEA）包括的保障措置協定及び追加議定書、生物兵器禁止条約（BWC）、化学兵器禁止条約（CWC）等、大量破壊兵器に関する多数国間条約体制の普遍化・機能強化を追求するG8としての立場が示されている。加えて、テロリスト等の非国家主体に対する大量破壊兵器等の拡散を防止するための国連安保理決議第1540号を含めた国連安保理決議の着実な履行や、PSI、濃縮・再処理関連機材・技術の移転制限や核セキュリティなど有志国による自発的な取組の推進も重視されている。これらは、G8として、様々なアプローチを駆使して、不拡散の取組をより実効的に追求する姿勢を表していると捉えられよう。

最近の声明においては、原子力の平和的利用及び核軍縮の観点からの取組も一層重視されるようになってきた。近年、エネルギー安全保障や気候変動対策が注目を集める中で、「原子力ルネッサンス」と呼ばれるとおり、原子力発電の重要性が再認識されてきている。経済成長を遂げる途上国においても原発の導入が進められている状況も踏まえ、G8では、2006年のサンクトペテルブルク・サミット（於：ロシア）以来、原子力の平和的利用に際した、不拡散、安全性及びセキュリティの観点から措置を講ずることの重要性を指摘している。2008年の北海道洞爺湖サミットでは、議長国日本のイニシアティブにより、こうしたアプローチが「3S（核不拡散／保障措置（safeguards）、原子力安全（safety）及び核セキュリティ（security））」としてとりまとめられ、以後のサミットにおいても、3Sの観点からの取組が謳われてきている（第2部第7章第1節参照）。

核軍縮に関しては、オバマ米国大統領によるプラハ演説以来の「核兵器のない世界」の実現に向けた機運の高まりを受けて、2009年のラクイラ・サミット（於：イタリア）以降、G8として、「核兵器のない世界のための状況をつくること」へのコミットメントを明らかにしている。2010年3月のG8外相会合では、同年5月のNPT運用検討会議の成功に向けて、「核不拡散・軍縮及び原子力の平和的利用に関するG8外相声明」が発出された。G8による関連の声明は、従来「不拡散に関する声明」とされてきたが、上記外相声明はそのタイトルのとおり、NPT3本柱（核不拡散、核軍縮及び原子力の平和的利用）のすべてにバランスよく取り組む姿勢をより明らかにするとともに、核軍縮、原子力の平和利用や中東決議等の論点において途上国に配慮した内容を含むことで、G8として、上記会議の成功に向けて積極的な貢

献を行うとの明確なメッセージを発出した。同年6月のムスコカ・サミット（於：カナダ）では、NPT運用検討会議の成果を歓迎するとともに、同会議において採択された行動計画の履行を追求することとした。

コラム：　核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）は、2008年７月のG8洞爺湖サミットの際に行われた日本・オーストラリア首脳会談の場で、ラッド・オーストラリア首相の提案を福田康夫総理大臣が歓迎する形で、日本・オーストラリア両政府の共同イニシアティブとして設立することが合意された。その際、共同議長として、日本から川口順子元外務大臣、オーストラリアからエバンズ元外相が任命された。同年９月、ニューヨーク（米国）において、麻生太郎総理大臣とラッド首相は、両共同議長の助言に基づき、著名で傑出した15人（両共同議長を含む）を委員として指名し、委員会の発足を正式に発表した。

ICNNDの目的は、2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議と、同会議以降の双方の文脈の中で、核不拡散と核軍縮に関する国際的な議論を政治的に高いレベルにおいて再活性化することにあった。ICNNDは、特にNPT運用検討会議における国際的なコンセンサスの形成に貢献するために、NPTに関連するすべての事項を取り上げつつ実践的な提言を提示することを目的に、シドニー（オーストラリア）、ワシントン（米国）、モスクワ（ロシア）、広島で、計４回にわたる本会合を開催した。また、並行して、サンチアゴ（チリ）、北京（中国）、カイロ（エジプト）、ニューデリー（インド）において地域会合を開催し、核軍縮・不拡散に関する課題の地域的な側面についても検討した。ICNNDの委員は、それぞれの政府を代表する者としてではなく、個人の資格においてこれら会合での審議に参加した。

2009年12月、東京において、川口・エバンズ両共同議長は、ICNND報告書「核の脅威を絶つために：世界の政策立案者のための実践的な計画」を鳩山総理大臣とラッド首相に提出した。その後、川口・エバンズ両共同議長は、日本・オーストラリア両政府の支援の下でこの報告書の広報活動を精力的に行った。また、本報告書はNPT運用検討会議にも提出され、同会議における議論に大きく貢献した。

ICNNDの活動は、共同議長による就任要請を受けた世界各国の27名の著名な専門家からなる諮問委員会の支援を得て行われた。この諮問委員会には、日本からも、阿部信泰元国連事務次長（軍縮担当）、近藤俊介日本原子力委員会委員長、佐藤行夫元国連日本政府代表部大使が参加した。また、日本国際問題研究所（野上義二所長）を含む、世界で著名な９つのシンクタンクが協賛機関として指名され、ICNNDの会議への研究論文の提供や、会場の提供等の支援を行った。

ICNND報告書の和訳を含めた日本語の関連情報は、外務省のウェブサイト（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icnnd/）に掲載しており、また、オーストラリア政府によるウェブサイト（http://www.icnnd.org）でも同報告書、委員リスト等関連情報を公開している。

核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）の委員（於：広島）
川口元外務大臣（前列左から３番目）、エバンズ元外相（中央）他